

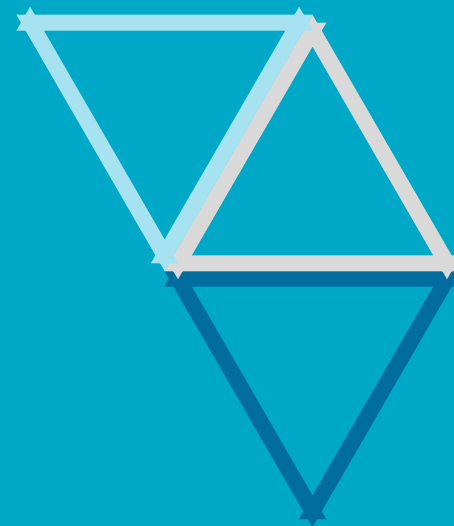
VMware株式会社

2021 従業員福利厚生ハンドブック

目次

- 契約内容と加入資格
- 給付の内容
- 保険金をお支払いできない場合
- 請求手続きについて

契約内容と加入資格



契約内容と加入資格

総合福祉団体定期保険(GTL)

- 保険会社 :第一生命保険株式会社
- 証券番号 :0976943
- 契約更新日 : 毎年1月1日
- 補償範囲 : 24時間
- 加入対象 :
 - ・ 現地役員(CEOを含む)および従業員
 - ・ 新入社員-入社日から
 - ・ 定年再雇用者※扶養家族は含まない
- 上限年齢:
 - ・ 新規加入 : 70歳未満
 - ・ 継続加入 : 75歳まで

契約内容と加入資格

長期障害所得補償保険(GLTD)

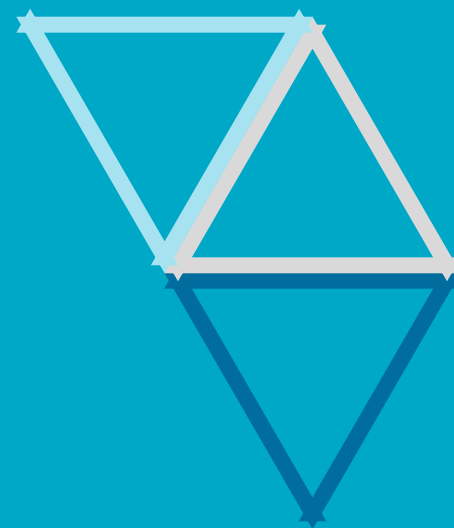
- 保険会社：チャブ保険株式会社
- 証券番号：979LTG079803-6
- 契約更新日：毎年1月1日
- 補償範囲：24時間
- 加入対象：
 - ・ 現地役員(CEOを含む)および従業員
 - ・ 新入社員-入社日から
 - ・ 定年再雇用者※扶養家族は含まない
- 上限年齢：
 - ・ 新規加入：65歳未満
 - ・ 継続加入：65歳まで

契約内容と加入資格 団体傷害保険 (GPA)

- 保険会社：チャブ保険株式会社
- 証券番号：809GI098619-1
- 契約更新日：毎年1月1日
- 補償範囲：24時間
- 加入対象：
 - ・ 現地役員(CEOを含む)および従業員
 - ・ 新入社員-入社日から
 - ・ 定年再雇用者※扶養家族は含まない
- 上限年齢：
 - ・ 新規加入：制限なし
 - ・ 継続加入：制限なし

給付内容

給付の内容



総合福祉団体定期保険(GTL)

保障内容	死亡・高度障害の保障
保険金額	年間基本給の2倍（上限1億円） （弔慰金規定に基づき支払われます）

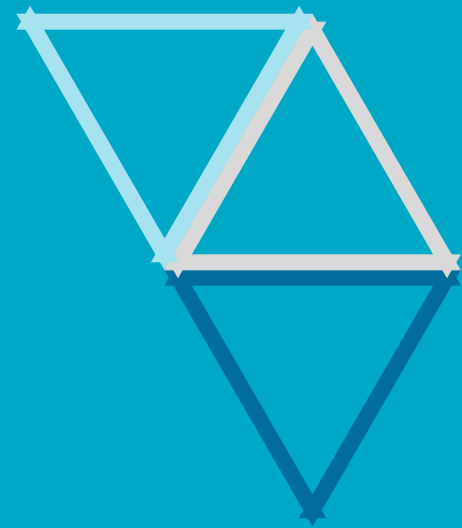
長期障害所得補償保険(GLTD)

補償内容	病気・ケガによる就業不能時の所得減を補償
保険金額	月額基本給 × 60% (最高保険金支払月額 150万円) 最長65歳まで
免責期間	事故発生から90日間
特約	<ul style="list-style-type: none">・ 精神障害補償特約 (最長2年)・ 妊娠に伴う身体障害補償特約・ 天災危険補償特約

団体傷害保険 (GPA)

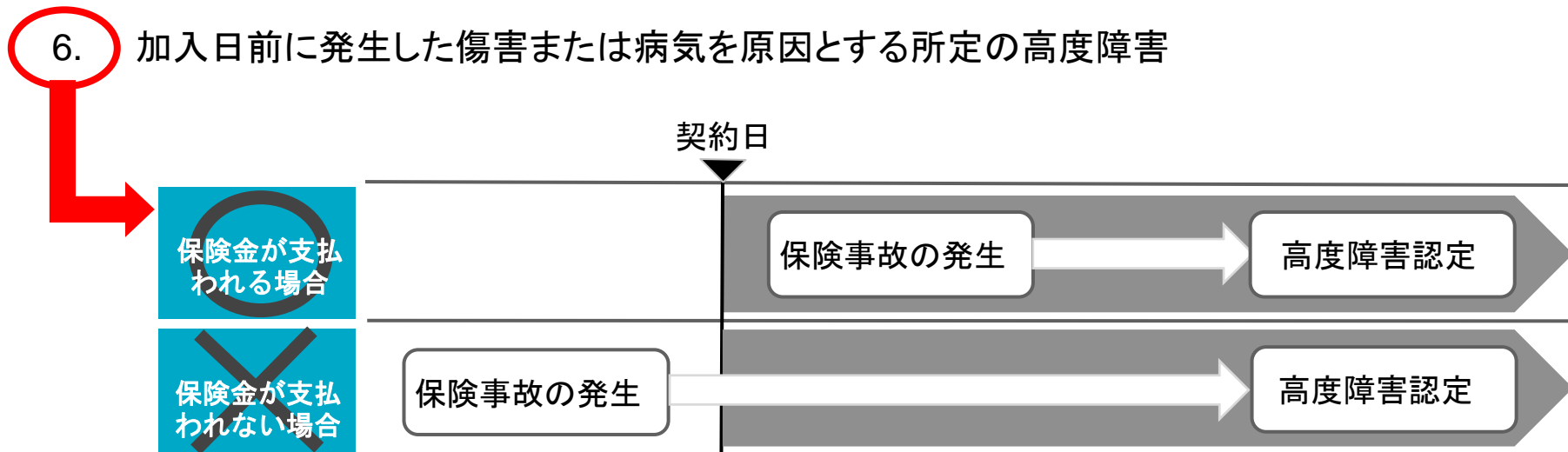
補償内容	事故による死亡・後遺障害を補償			
保険金額	死亡保険金：月額基本給の24倍 (上限1億円)			
	後遺障害保険金：障害等級によって異なる。			
	後遺障害等級	死亡保険金×給付率	後遺障害等級	死亡保険金×給付率
	1級	100%	8級	34%
	2級	89%	9級	26%
	3級	78%	10級	20%
	4級	69%	11級	15%
	5級	59%	12級	10%
	6級	50%	13級	7%
7級	42%	14級	4%	
特約	天災補償特約			

保険金をお支払いできない場合



保険金をお支払いできない場合 総合福祉団体定期保険(GTL)

1. 加入日から起算して1年以内の自殺
2. 保険契約者の故意による死亡または所定の高度障害
3. その被保険者または高度障害保険金受取人の故意による所定の高度障害
4. 死亡保険金受取人の故意による死亡または所定の高度障害
5. 戦争その他の変乱による死亡または所定の高度障害
6. 加入日前に発生した傷害または病気を原因とする所定の高度障害



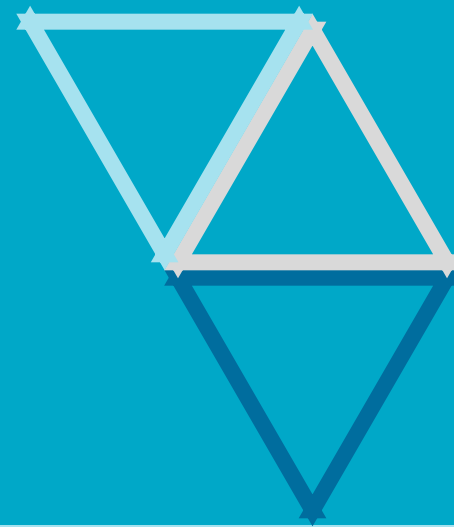
保険金をお支払いできない場合 長期障害所得補償保険(GLTD)

1. 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害
2. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
3. 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害
4. 被保険者の自動車等の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転によって被った傷害
5. 発熱等の他覚的症候のない感染など
6. 戦争、その他類似の事変や暴動等によって被った身体障害
7. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
8. 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛またはその他の症状で、医学的
他覚所見がないもの
9. 加入日から12か月以内に障害の原因となる病気またはけがが発生した場合

保険金をお支払いできない場合 団体傷害保険 (GPA)

1. 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による死亡または身体障害
2. 自殺行為による死亡または身体障害（ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合はお支払いします。）
3. 犯罪行為、闘争行為による死亡または高度障害
4. 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った死亡・身体障害
5. 被保険者の自動車等の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転によって被った死亡・身体障害
6. 疾病による死亡・身体障害
7. 妊娠、出産、早産または流産
8. 外科的手術やその他の医療処置
9. 刑の執行
10. 風土病
11. 職業性疾病
12. 頸部症候群（「むちうち症」）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状
13. 戦争、内戦、変乱、外国の武力行使、暴動等によって被った死亡・身体障害
14. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った死亡・身体障害

請求手続き



請求手続きについて

総合福祉団体定期保険(GTL)

	活動	請求の流れ	フォーマット	時期	送付方法
1	従業員死亡通知	VMウェア人事部 ⇒マーシュ		事故発生後、できるだけ早く	メール
2	事故報告書の送付	マーシュ ⇒VMウェア人事部		通知あり次第、できるだけ早く	メール
3	事故報告書の保険会社への通知	マーシュ ⇒保険会社	事故報告書	人事部からを受けり次第即時	メール
4	保険金請求書類の送付	保険会社 ⇒VMウェア 人事部	保険金請求書類	事故報告書を受け取り次第即時	郵便
5	死亡証明書類の請求	VMウェア 人事部 ⇒従業員のご遺族	死亡診断書（死体検案書）等・死亡が確認できる公的書類（戸籍謄本、住民票）など	遺族からの提出の後	任意
6	死亡証明書類の提出	従業員のご遺族 ⇒VMウェア 人事部	死亡診断書（死体検案書）等・死亡が確認できる公的書類（戸籍謄本、住民票）など	遺族からの提出の後	任意
7	保険金請求書類一式の提出	VMウェア ⇒マーシュ	保険金請求書、死亡診断書、戸籍謄本など	保険金請求書類一式が整い次第できるだけ早く	郵便
8	保険金支払い	保険会社 ⇒VMウェア		保険金請求書類を受け取ってから、5営業日以内	
9	遺族への支払	VMウェア 人事部 ⇒従業員のご遺族		できるだけ早く	

請求手続きについて

長期障害所得補償保険(GLTD)

	活動	請求の流れ	フォーマット	時期	送付方法
1	従業員の就業不能管理	(VMウェア 人事部)			
2	免責期間管理 (90日間もしくは傷病手当金の支払終了)	(VMウェア 人事部)			
3	事故報告書の送付	マーシュ ⇒ 人事部	事故報告書	免責期間経過後(90日)	メール
4	事故報告書の提出	従業員 ⇒ VMウェア人事部	事故報告書 (エクセルまたはpdf)	免責期間後、できるだけ早く	メール
		VMウェア 人事部 ⇒ マーシュ		事故報告書到着次第即時	
		マーシュ ⇒ 保険会社		事故報告書到着次第即時	
5	保険金請求書類の送付	保険会社 ⇒ 従業員	<ul style="list-style-type: none"> 保険金請求書 (保険金請求用) 診断書 就業障害状況報告書 就業障害証明書 傷病手当金支給決定通知書など 	事故報告書到着次第即時	郵便
6	保険金請求書類の提出	従業員 ⇒ 保険会社	<ul style="list-style-type: none"> 保険金請求書 (保険金請求用) 診断書 就業障害状況報告書 就業障害証明書 傷病手当金支給決定通知書など 	保険金請求書類到着後1~3カ月以内	郵便
7	就業障害状況報告書類の請求	保険会社 ⇒ VMウェア		保険金請求書到着次第即時	メール
8	就業障害状況報告書類の提出	VMウェア ⇒ マーシュ	就業障害状況報告書、賃金台帳、など	1週間以内	メール
9	保険金の支払い	保険会社 ⇒ 従業員		5営業日以内	

請求手続きについて

団体傷害保険 (GPA)

	活動	請求の流れ	フォーマット	時期	送付方法
1	従業員負傷の通知 (死亡または障害状態)	VMウェア人事部 ⇒ マーシュ		事故発生後、できるだけ早く	メール
2	事故告書の送付	マーシュ ⇒ VMウェア 人事部		通知あり次第、できるだけ早く	メール
3	保険会社への事故報告	マーシュ ⇒ 保険会社	事故報告書	人事部（または従業員）から 事故報告書を受取り次第即時	メール
6	保険金請求書の送付	マーシュ ⇒ 従業員		事故報告を受取り次第即時	郵便
7	保険金請求書の提出 (死亡または高度障害の 証明書を含む)	従業員の遺族または従業員 ⇒ マーシュ ⇒ 保険会社	<ul style="list-style-type: none"> • 保険金請求書 • (死亡の場合) 死亡診断書 (死体検案書) • 後遺障害診断書 • 請求者の印鑑証明書 など (後遺障害等級決定のために、 診断書の事前提出が必要な場合があります)	従業員または遺族からの提出の後	郵便
8	保険金の支払い (死亡もしくは高度障害)	保険会社 ⇒ 従業員または従業員の遺族		通常5営業日以内 (障害等級によっては、1~2カ 月後になることがあります。)	

請求手続き 連絡先

マーシュジャパン 株式会社	熊井由美(クマイ ユミ)	yumi.kumai@marsh.com	03-6775-9664
	村田健一(ムラタ ケンイチ)	Kenichi.Murata@marsh.com	03-6775-6352



MERCER MARSH BENEFITS™

This document and any recommendations, analysis, or advice provided by Marsh (collectively, the “Marsh Analysis”) are intended solely for the entity identified as the recipient herein (“you”). This document contains proprietary, confidential information of Marsh and may not be shared with any third party, including other insurance producers, without Marsh’s prior written consent. Any statements concerning actuarial, tax, accounting, or legal matters are based solely on our experience as insurance brokers and risk consultants and are not to be relied upon as actuarial, accounting, tax, or legal advice, for which you should consult your own professional advisors. Any modeling, analytics, or projections are subject to inherent uncertainty, and the Marsh Analysis could be materially affected if any underlying assumptions, conditions, information, or factors are inaccurate or incomplete or should change. The information contained herein is based on sources we believe reliable, but we make no representation or warranty as to its accuracy. Except as may be set forth in an agreement between you and Marsh, Marsh shall have no obligation to update the Marsh Analysis and shall have no liability to you or any other party with regard to the Marsh Analysis or to any services provided by a third party to you or Marsh. Marsh makes no representation or warranty concerning the application of policy wordings or the IT condition or solvency of insurers or reinsurers. Marsh makes no assurances regarding the availability, cost, or terms of insurance coverage. All decisions regarding the amount, type or terms of coverage shall be your sole responsibility. While Marsh may provide advice and recommendations, you must decide on the specific coverage that is appropriate for your particular circumstances and IT position.

Copyright © 2021 Marsh LLC/Marsh Japan Inc./Marsh Broker Japan Inc. All rights reserved